

令和6年度 事業計画

自立生活援助事業所こっとん

1. 基本方針

利用者のニーズに応じた個別支援計画の作成と、それに基づいた支援の実施により、地域居宅において単身等で自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図りながら必要な援助支援を行う。

2. 重点目標

① 単身等で生活する利用者支援

定期的な巡回訪問に加えて、利用者からの相談や要請があった際の訪問、電話、メール等による随時対応も行いながら、困りごとや不安に感じたことについて援助支援を実施し、単身での生活に対する不安の軽減に努める。

② 個別支援計画の作成

利用者のニーズに即した個別支援計画を利用者と共同で作成をし、ひとつずつスモールステップで解決でき、それが実感していけるような本人主体の生活の充実を図るツールとなることを目指す。

③ 関係機関との連携

「意向」「適性」「障害特性」「その他の状況及び置かれている環境」に考慮して、適切且つ効果的な手立てや情報の提供ができるよう、保健医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携を図る。

④ 利用者権利擁護

虐待防止と身体拘束の禁止の為の委員会の設置・活動の充実・職員への周知徹底を図るとともに、障害者差別解消、意思決定支援に関する研修を行い、職員の意識向上を図り利用者的人権を守ることに努める。

⑤ 苦情や要望に対しての取り組み

苦情相談窓口を設け、利用者の意見に真摯に対応していくとともに、意見や要望に対しても丁寧に説明や対応を行いサービスの質の向上を図る。

3. 従業者の努力目標

- ・研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、専門職としての資質の向上に努める。
- ・利用者や家族、地域、又は各関係機関との信頼関係を深め、連携に努める。
- ・利用者の居住地域の社会資源を知り、地域での生活を支える協力者、理解者を得られるような働きかけに努める。
- ・協調の精神と和(チームワーク)を大切にし、職員間の連携・協力に努める。

4. 支援の内容

① 定期的に利用者の居宅を訪問し、以下のようなことについて確認を行ない、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

- ・食事、洗濯、掃除などに困りごとはないか
- ・公共料金や家賃などの経済面
- ・体調に変化はないか、通院しているか
- ・地域の方々との人間関係

② 利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。